

岩手県告示第122号

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の資産を特定する。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

附属設備

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
体育棟3階ラウンジ・廊下 間防火設備自動ドア装置	岩手県滝沢市菓子152番地52	公立大学法人岩手県立大学に備えておく仕様書に記載のとおり。	1式	令和6年3月15日